官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令（総務・法務一）　一
〔法規的告示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁五五、五六）　二
〔その他告示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務一四四）　二
○エチオピア連邦民主共和国における北部地域の紛争の影響を受けたコミュニティにおける野外農業学校の整備を通じた気候に対する強靭性のある営農促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同一四五）　三
○保安林の指定をする件（農林水産六五二～六五九）
○保安林の指定を解除する件（同六六〇～六六三）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛九八）
○道路に関する件（中部地方整備局六四）
○道路に関する件（中国地方整備局四〇、四一）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　法務省　外務省　埼玉県　新潟県　石川県　岐阜県　愛知県　福岡県　沖縄県　札幌市　仙台市　横浜市　川崎市　静岡市　名古屋市　大阪市　堺市　広島市　四
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　四
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配九）　四
〔公　告〕
諸事項　四
官庁　三
財団関係　三
裁判所　三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三

省令

総務省令第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月二十三日

総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令

戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（情報通信技術活用法の適用） **第十一条**　［略］ 2　［略］ 3　前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書（市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。ただし、法第二十条第五項又は第二十一条の三第五項において準用する法第十二条第三項、第十二条の二第三項又は第十二条の三第五項の規定により、当該請求等を行う者が本人であることを対面により明らかにするときは、この限りでない。 ［一～三　略］	（情報通信技術活用法の適用） **第十一条**　［同上］ 2　［同上］ 3　前項の規定により請求等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する次に掲げる電子証明書（市町村長が第一項に規定する当該市町村長の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）のいずれかと併せてこれを送信しなければならない。 ［一～三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。